

小型無人機の安全な飛行の確保と「空の産業革命」の実現に向けた環境整備について（案）（概要）

- ◎今般の航空法一部改正により、安全確保に向けた基本的ルールを諸外国と同等程度に措置。
- ◎基本的ルールの整備により、技術革新が促進され飛行の安定性・信頼性が向上すれば、幅広い産業において利活用され、国民生活の質や利便性向上につながる可能性大。11月5日の「第2回未来投資に向けた官民対話」においては、安倍総理大臣が「早ければ3年以内に、ドローンを使った荷物配送を可能とすることを目指す」と指示。
- ◎更なるルール整備については、総理指示、民間の要望等も踏まえて官民の協議会を立ち上げ、平成28年夏を目途に制度設計の方向性を取りまとめ。
- ◎政府としては、小型無人機を活用した業務・事業等の振興に向けて取り組むとともに、「空の産業革命」の実現に向けた環境整備を官民の連携により推進。

1. 小型無人機の安全な飛行を確保するためのルール等の整備

- 改正航空法により、人口集中地区（D I D）の上空、夜間飛行等リスクの高い飛行を行う場合に、国土交通大臣の許可制又は承認制を導入。
- 許可又は承認に当たり、小型無人機の機能・性能、小型無人機を飛行させる者の技能、飛行の態様に応じた安全確保等について一定の要件を課すとともに、機体の製造番号等を報告させる方向で、12月10日の法律施行に向けて詳細を検討。
- 上記措置に加えて、小型無人機全般について、事故時に遊離した機体の持ち主の特定に活かす仕組み等の自主的取組を行うよう、関係府省庁より関係者に働きかけ。
- 更なるルール整備については、11月5日の「未来投資に向けた官民対話」における総理指示を踏まえ、関係府省庁のほか、利用者、製造者、開発者の団体等をメンバーとする協議体を設立。改正航空法の施行状況、民間の自主的取組の状況等を見ながら、諸外国のルールも参考にしつつ検討を進め、平成28年夏頃を目途に制度設計の方向性を取りまとめ。

2. 小型無人機の利用促進に係る取組

- 農業分野、測量調査の分野等では既に小型無人機が活用されており、さらなる利用促進に向け自主的にガイドラインを策定。実用化に向けた技術開発等を支援。
- 業務・事業に対する安全規制の在り方についても、官民の協議体で継続的に検討。
- 小型無人機の飛行と土地の所有権との関係については、小型無人機を活用した業務・事業が具体化する段階で、空域の考え方も含め、必要に応じて検討。

3. 「空の産業革命」の実現に向けた環境整備

- 特区制度等を活用した新技術実証を推進するとともに、農業分野、インフラ点検及び公共測量における更なる利用促進のために関連技術の開発の支援やガイドライン等の策定。
- 小型無人機における高画質で長距離の画像伝送等の電波利用の高度化ニーズに対応するため、所要の制度整備を行うとともに、将来的に物流事業等の実現に向けて準天頂衛星による高精度測位を活用した実証実験等を実施。
- その他、第三者被害に対する保険加入の促進や小型無人機を利用して撮影等を行う際に注意すべき事項等民間団体等に対して働きかけ。